

令和 7 年 7 月 2 9 日

愛荘町公共下水道事業審議会会長 様

愛荘町長 有村 国知

適正な愛荘町下水道使用料の在り方について（諮問）

愛荘町公共下水道事業審議会条例（平成 1 8 年 9 月 13 日）第 2 条の規定に基づき、下記の諮問事項について審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

適正な下水道使用料の在り方について

2. 諮問の趣旨

愛荘町の公共下水道は、快適で衛生的な生活環境の創造等を目的に平成 2 年度に事業着手し、平成 9 年 4 月 1 日に供用が開始されました。

本町の下水道事業は普及率が 9 9 % を超え、今後は普及促進から老朽化施設の更新や維持管理、下水道普及のために借入した起債の償還を中心とした時期に移行していきます。

下水道事業については、運営にかかる費用を下水道使用料で賄う独立採算制が原則となっています。

しかしながら、現在の下水道使用料体系では、本来下水道使用料で賄うべき污水处理費等を賄いきれず、不足分は一般会計からの繰入金によって賄っている状況です。

下水道使用料収入の今後におきましても、将来的に人口減少が予測されることや節水機器の普及等により、大幅な増収は見込めない状況であることから、使用料を見直す時期となっています。

将来にわたり安定した事業経営を行うため、愛荘町公共下水道事業審議会条例第 2 条の規定により、下水道使用料の改定について貴審議会の意見を求めます。